

公 告

関税法第61条の4において準用する同法第42条第2項の規定に基づき、
下記のとおり、保税工場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告
する。

記

1 更新を認められた者の住所及び氏名又は名称

東京都中央区日本橋二丁目5番1号

日産化学株式会社

(法人番号：1010001008734)

2 保税工場の名称及び所在地

日産化学株式会社小野田工場

山口県山陽小野田市大字小野田6903-1

3 更新した期間

自 令和8年9月1日

至 令和14年8月31日

令和8年8月20日

門司税関長

弓削 州司